

大通達甲（生企）第1号
令和5年2月9日

簿冊名	例規(1年)
保存期間	1年
電子供覧対象文書	

生活安全部生活安全企画課長
各警察署長 殿

生活安全部長

自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明に関する事務取扱要綱の
改正について（通達）

自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明に関する事務の取扱いについては、「自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明に関する要綱の改正について」（令和4年11月7日付け大通達甲（生企）第15号）により運用しているところであるが、この度、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）が改正され、自動車検査証が電子化されたことに伴い、別添のとおり「自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明に関する事務取扱要綱」を改正したので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、廃止する。

（生活安全企画課安全・安心まちづくり推進係）

別添

自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明に関する事務取扱要綱

1 趣旨

この要綱は、自主防犯パトロール（専ら地域の防犯のために自主的に行うパトロールをいう。以下同じ。）に使用する自動車に青色回転灯等（回転式の構造又は光源が点滅する構造の青色防犯灯をいう。以下同じ。）を装備しようとする団体その他の組織（以下「団体」という。）が、警察から自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明（以下「証明」という。）を受ける場合の事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

2 証明の対象団体等

証明は、次の(1)から(4)までのいずれにも適合していると認められる団体に対して行うこと。

(1) 団体が次のいずれかに該当すること。

ア 大分県又は県内の市町村

イ 県知事、警察本部長（以下「本部長」という。）、県内の警察署長若しくは県内の市町村長から防犯活動の委嘱を受けた団体又はこれらの者から委嘱を受けた者により構成される団体

ウ 地域安全活動を目的として設立された一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号の一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立の認証を受けた特定非営利活動法人

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定による市町村長の認可を受けた地縁による団体

オ 前記アからエまでに規定する団体と同等に自主防犯パトロールを適正に行うことができると認められる団体

カ 前記アからオまでに規定する団体のいずれかから防犯活動の委託を受けた者

(2) 自主防犯パトロール活動の実績及び計画に照らし、継続的な自主防犯パトロールの実施が見込まれること。

なお、「継続的な自主防犯パトロールの実施が見込まれること」の認定に当たっては、次の事項に留意すること。

ア 青色回転灯等を装備した自動車を用いた自主防犯パトロール（以下「青色防犯パトロール」という。）を実施しようとする団体（以下「申請団体」という。）の活動実績や活動計画を踏まえて判断するものとし、原則として、週1回以上の活動があることを基準とすること。

イ 配達、通勤その他の業務を兼ねて、青色防犯パトロールを行うことは、十分な活動が行えず、地域住民からの急訴事案等に的確に対応できないおそれがあり、青色防犯パトロールの信頼性を損なうことにもなりかねないため、自主防犯パトロールとは認められない。

ウ 防犯活動にしゃこう藉口して自らの団体の存在をアピールするような活動は、自主防犯パトロールとは認められない。

- (3) 青色防犯パトロールの実施に際して予想される事案に対し、適切に対応できること。
なお、「予想される事案に対し、適切に対応できること」の認定に当たっては、次の事項に留意すること。
- ア 「予想される事案に対し、適切に対応できること」とは、地域住民からの急訴事案を認知した場合や犯罪を目撃した場合において、警察への通報等について適切に対応できることをいい、その認定は、申請団体及びその構成員の防犯活動に関する実績、経験等を考慮して判断すること。
 - イ 申請団体又はその構成員が違法行為を行うおそれが高いと認められる場合、反社会的勢力との関係が認められる場合等は、本制度の趣旨に反することはもとより、予想される事案に対し適切に対応できるとは認められない。
 - ウ 申請に係る青色防犯パトロールの実施地域が、当該青色防犯パトロールを実施する人数等に照らして広過ぎるなど適当でないと判断される場合は、是正の指導を行うこと。
- (4) 青色防犯パトロールが、次の事項に反しない方法で実施されること。
- ア 青色回転灯等は、自動車の屋根に1個又は1体のみ装備（マグネット等による着脱容易な取付けも可能）して使用すること。
 - イ 青色回転灯等を点灯させて運行する場合は、本部長が交付する標章（第1号様式。以下「標章」という。）を自動車の後方から見えるように掲示するとともに、パトロール実施者証（第2号様式）を携行すること。
 - ウ 自動車の車体に、団体の名称及び自主防犯パトロール中であることを明確に表示すること。
 - エ 使用する青色回転灯等は、その直射光又は反射光が、当該青色回転灯等を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
 - オ 自主防犯パトロール中でないときは青色回転灯等を点灯させないこと。ただし、自主防犯活動の活性化に寄与するものとして本部長が認めた場合であって、その旨を示すデモンストレーション等標章（第3号様式）の交付を受けたときは、この限りでない。
 - カ 本部長が認めた地域以外の地域では青色回転灯等を点灯させて青色防犯パトロールを行わないこと。ただし、自主防犯活動の活性化に寄与するものとして本部長が認めた場合であって、その旨を示すデモンストレーション等標章の交付を受けたときは、この限りでない。

3 証明の申請の受理及び証明書等の交付

(1) 証明の申請の受理

証明の申請の受理は、申請団体の活動地域を管轄する警察署の長が、次の要領により行うこと。

なお、青色防犯パトロールに係る地域が2以上の警察署の管轄区域にわたる場合は、関係する警察署長（以下「署長」という。）が協議の上、主たる活動地域を管轄する警察署の長が申請を受理すること。

ア 署長は、証明の申請を受理する場合は、申請団体の代表者に次に掲げる書類（以下「申請関係書類」という。）を提出させ、記載内容等を確認した後、証明等申請受理

簿（第4号様式）を作成すること。

(ア) 証明申請書（第5号様式）

(イ) 団体の概要（第6号様式）

(ウ) 青色防犯パトロールの概要（第7号様式）

(エ) 誓約書（第8号様式）

(オ) 青色回転灯等を装備する自動車の自動車検査証記録事項が記載された書面

(カ) 青色回転灯等の取付位置、灯火のおおむねの大きさ及び形状が分かる程度の図面又は写真並びに取り付ける青色回転灯等の光度等が分かる資料

(キ) 団体の名称及び自主防犯パトロール中であることの表示の大きさや形状が分かる資料

(ク) 自動車の使用承諾書（申請団体が青色防犯パトロールに使用する自動車を他の団体等から借り受けて青色防犯パトロールを実施しようとする場合に限る。）

イ 署長は、証明の申請を受理した場合において、申請団体が前記2(1)から(4)までのいずれにも適合していると認めたときは、証明等申請受理報告書（第9号様式）に申請関係書類を添付の上、速やかに生活安全部生活安全企画課長（以下「主管課長」という。）を経由して生活安全部長に報告すること。

(2) 申請時における講習の実施

署長は、申請団体が自主防犯パトロールの実績又は経験が不十分と認めた場合であっても、今後の活動計画等から継続的な自主防犯パトロールの実施が見込まれると認めたときは、その旨を主管課長を経由して生活安全部長に報告した後に当該申請団体の構成員を対象とした講習（以下「青色防犯パトロール講習」という。）を実施すること。この場合においては、青色防犯パトロール講習実施結果報告書（第10号様式）を作成の上、証明等申請受理報告書に添付し、主管課長を経由して生活安全部長に報告すること。

なお、青色防犯パトロール講習については、防犯パトロールのマニュアル等を活用し、管内の犯罪発生状況、地域住民からの急訴事案を認知した場合や犯罪、事故等を目撃した場合の警察等への通報要領、青色防犯パトロール時における交通事故等の各種事故防止、誓約書に掲げる遵守事項等を内容とすること。

(3) 証明書等の発行等

生活安全部長は、前記(1)イ又は(2)の規定による報告を受けた申請団体が、前記2(1)から(4)までのいずれにも適合し、自主防犯パトロールを適正に行うことができると認めた場合は、証明書（第11号様式）、標章及びパトロール実施者証を発行し、証明書等送付書（第12号様式）により署長に送付すること。

(4) 証明書等の交付及び運輸支局等における手続の教示

署長は、生活安全部長から送付された証明書、標章及びパトロール実施者証を申請団体に交付し、証明書等交付簿（第13号様式）を作成すること。この場合においては、証明書の交付の日から15日以内に、九州運輸局大分運輸支局又は軽自動車検査協会（以下「運輸支局等」という。）において、自動車検査証に「自主防犯活動に使用する自動車」である旨の記録を受けるよう教示すること。

(5) 留意事項

ア 証明の申請の主体は、自治会長等の申請団体の代表者であることに留意すること。

イ 証明の申請は、申請団体が青色防犯パトロールに使用する全ての自動車及び青色防犯パトロールに従事する全ての者について行わせること。

ウ 複数の申請団体が共通の自動車を使用して青色防犯パトロールを実施しようとする場合は、各申請団体が共通して使用する自動車も含め、使用する全ての自動車及び青色防犯パトロールに従事する全ての者について、証明の申請を行わせること。

4 デモンストレーション等標章の申請等

(1) 警察以外の団体からの要請を受けてデモンストレーション等を行う場合

証明書の交付を受けた団体が自主防犯活動を行う団体その他の組織からの要請を受け、青色回転灯等を装備した自動車を使用したデモンストレーション、出発式、パレード、合同パトロール等（以下「デモンストレーション等」という。）を行う場合は、次の要領により処理すること。

ア 署長は、デモンストレーション等を行う団体にデモンストレーション等運行実施申請書（第14号様式）及び要請をした団体が作成した要請文書を提出させ、証明等申請受理報告書に添付し、主管課長を経由して生活安全部長に送付すること。

イ 生活安全部長は、デモンストレーション等運行実施申請書及び要請文書の内容を確認の上、デモンストレーション等標章を発行し、証明書等送付書により署長に送付すること。

ウ 署長は、生活安全部長から送付されたデモンストレーション等標章を申請者に交付し、証明書等交付簿を作成すること。

(2) 警察からの要請を受けてデモンストレーション等を行う場合

証明書の交付を受けた団体が警察からの要請を受け、デモンストレーション等を行う場合は、次の要領により処理すること。

ア 署長は、デモンストレーション等要請報告書（第15号様式）により、証明書の交付を受けた団体に対してデモンストレーション等の要請をした旨を主管課長を経由して生活安全部長に報告すること。

イ 生活安全部長は、署長が要請した活動内容を確認の上、デモンストレーション等標章を発行し、証明書等送付書により署長に送付すること。

ウ 署長は、生活安全部長から送付されたデモンストレーション等標章をデモンストレーション等を要請した団体に交付し、証明書等交付簿を作成すること。

5 証明書等の再交付申請

(1) 再交付申請の受理

署長は、証明書の交付を受けた団体が、証明書、標章、デモンストレーション等標章又はパトロール実施者証（以下「証明書等」という。）を紛失し、毀損し、又は汚損した場合において、再交付を申請しようとするときは、再交付申請書（第16号様式）を提出（毀損又は汚損の場合にあっては、当該申請書に毀損し、又は汚損した証明書等を添付の上、提出）させ、記載内容等を確認した後、証明等申請受理簿を作成すること。この場合において、署長は、証明等申請受理報告書に再交付申請書（毀損又は汚損の場合にあっては、当該申請書及び毀損し、又は汚損した証明書等）を添付の上、速やかに主管課長を経由して生活安全部長に報告すること。

(2) 証明書等の再発行

生活安全部長は、前記(1)の規定による報告を受けた場合において、再交付の必要があると認めるときは、証明書等を再発行し、証明書等送付書により署長に送付すること。

(3) 証明書等の再交付

署長は、生活安全部長から送付された証明書等を申請団体に再交付し、証明書等交付簿を作成すること。

6 証明書の記載事項の変更申請

(1) 変更申請の受理

ア 署長は、証明書の交付を受けた団体が証明書に記載された団体の名称若しくは所在地又は代表者の氏名若しくは住所の変更を申請しようとする場合は、証明書記載事項変更申請書（第17号様式）に証明書（当該変更の内容が標章の記載内容に係るものである場合にあつては、当該証明書及び標章）を添付の上、提出させ、記載内容等を確認した後、証明等申請受理簿を作成すること。この場合において、署長は、証明等申請受理報告書に証明書記載事項変更申請書及び証明書（当該変更の内容が標章の記載内容に係るものである場合にあつては、当該申請書、証明書及び標章）を添付の上、速やかに主管課長を経由して生活安全部長に報告すること。

イ 署長は、証明書の交付を受けた団体が証明書に記載された使用自動車の変更（自動車の車種変更又は青色防犯パトロール使用車両の追加若しくは削減をいう。）又は青色防犯パトロール実施地域の変更を申請しようとする場合は、証明書記載事項変更申請書に証明書（当該変更の内容が標章の記載内容に係るものである場合にあつては、当該証明書及び標章）及び自動車検査証記録事項が記載された書面、青色防犯パトロール実施地域の見取図等の関係書類を添付の上、提出させ、記載内容等を確認した後、証明等申請受理簿を作成すること。この場合において、署長は、証明等申請受理報告書に証明書記載事項変更申請書、証明書及び関係書類（当該変更の内容が標章の記載内容に係るものである場合にあつては、当該申請書、証明書、標章及び関係書類）を添付の上、速やかに主管課長を経由して生活安全部長に報告すること。

(2) 変更に係る証明書等の発行

生活安全部長は、前記(1)の規定による報告を受けた変更申請の内容が引き続き、対象団体の要件に適合していると認められた場合は、変更箇所を修正した証明書（当該変更の内容が標章の記載内容に係るものである場合にあつては、証明書及び標章）を発行し、証明書等送付書により署長に送付すること。

(3) 変更に係る証明書等の交付及び運輸支局等における手続の教示

署長は、生活安全部長から送付された証明書（当該変更の内容が標章の記載内容に係るものである場合にあつては、証明書及び標章）を申請団体に交付し、証明書等交付簿を作成すること。この場合においては、必要に応じて、変更に係る証明書の交付の日から15日以内に、運輸支局等において、自動車検査証の記録事項の変更の手続をとるよう教示すること。

(4) 運輸支局長等からの連絡

自動車検査証の備考欄に「自主防犯活動に使用する自動車」である旨が記録された自動車について、「使用者氏名」又は「使用の本拠の位置」に係る変更等があった場合において、運輸支局等への申請前に、警察による証明書の記載事項変更が行われていない

ときは、運輸支局等において「自主防犯活動に使用する自動車」である旨の記録を抹消するとともに、警察に対する連絡が行われることとされている。よって、証明書の交付を受けた団体が自動車検査証の記録事項の変更が必要となる事項を変更する場合には、警察における手続を先行させるよう教示すること。

7 青色防犯パトロール実施者の変更申請

(1) 変更申請の受理

署長は、証明書の交付を受けた団体が青色防犯パトロールの実施者の変更を申請しようとする場合は、パトロール実施者変更申請書（第18号様式）を提出（青色防犯パトロールを実施しないこととなる者がある場合にあつては、その者のパトロール実施者証を添付の上、提出）させ、記載内容等を確認した後、証明等申請受理簿を作成すること。この場合において、署長は、証明等申請受理報告書にパトロール実施者変更申請書（青色防犯パトロールを実施しないこととなる者がある場合にあつては、当該申請書及びその者のパトロール実施者証）を添付の上、速やかに主管課長を経由して生活安全部長に報告すること。

(2) パトロール実施者証の発行

生活安全部長は、前記(1)の規定による報告を受けた青色防犯パトロールの実施者について適正に青色防犯パトロールを実施することができる者であると認めた場合は、パトロール実施者証を発行し、証明書等送付書により署長に送付すること。

(3) パトロール実施者証の交付

署長は、生活安全部長から送付されたパトロール実施者証を申請団体に交付し、証明書等交付簿を作成すること。

8 証明の取消し等

(1) 生活安全部長への報告

署長は、証明書の交付を受けた団体が青色防犯パトロール活動を停止したとき、証明の申請の内容に虚偽があつたとき、当該団体が対象団体に該当しなくなったとき、継続的な青色防犯パトロールが行われていないと認めたとき、当該団体が活動の要件に違反したときその他青色防犯パトロール中に違法行為を行うなど不適切な活動を行ったときは、証明取消しに係る事実調査報告書（第19号様式）により、主管課長を経由して生活安全部長に報告すること。

(2) 証明取消通知書の発行

生活安全部長は、前記(1)の規定による報告を受けた場合において、証明を取り消すことが相当と認めたときは、証明取消通知書（第20号様式）を発行し、証明書等送付書により署長に送付すること。

(3) 証明取消通知書の交付、証明書等の返納等

ア 署長は、生活安全部長から送付された証明取消通知書を取り消しに係る団体に交付し、証明書等交付簿を作成すること。この場合においては、当該団体に対し、返納届（第21号様式）に証明書、標章、デモンストレーション等標章及びパトロール実施者証を添付の上、提出させるとともに、証明取消通知書の交付の日から15日以内に、運輸支局等において、自動車検査証の記録事項の削除の手続をとるよう教示すること。

イ 署長は、証明書等返納報告書（第22号様式）に返納届、証明書、標章、デモンスト

レーション等標章及びパトロール実施者証を添付の上、速やかに主管課長を経由して生活安全部長に報告すること。

(4) 運輸局長等への通報

生活安全部長は、証明の取消しを行った場合は、運輸支局等の長に連絡票（第23号様式）により通報すること。

(5) 証明書等の返納

署長は、証明書の交付を受けた団体が青色防犯パトロール活動を実施しなくなったときは証明書、標章及びパトロール実施者証を、デモンストレーション等を終了したときはデモンストレーション等標章を、青色防犯パトロール活動に使用しない自動車があるときは標章を、それぞれ返納させること。この場合においては、前記(3)及び(4)の規定に準じて処理すること。

9 定期講習の実施等

(1) 定期講習の実施等

署長は、証明書の交付を受けた団体について、適切な青色防犯パトロールの継続性を確保するため、年1回以上活動に必要な情報を提供するとともに、青色防犯パトロール講習の受講日からおおむね3年が経過するまでの間に青色防犯パトロールの実施者を対象とした講習（以下「青色防犯パトロール定期講習」という。）を実施し、青色防犯パトロール定期講習実施結果報告書（第24号様式）により主管課長を経由して生活安全部長に報告すること。

なお、証明書の交付を受けた団体が青色防犯パトロール定期講習を受講しない場合は、講習の必要性を説明するなどして受講を促し、受講することができないと認められるときには、証明の適否について再検討すること。

(2) 講習内容

青色防犯パトロール定期講習の内容は、急訴事案における警察等への通報要領、各種事故防止等の基本的事項のほか、各地域での活動における好事例の紹介やこれまでの活動を踏まえた検証、今後の活動方針の確認等、継続的かつ効果的な青色防犯パトロールが実施されるものとする。

10 その他の留意事項

(1) 自動車の塗色及び表示

青色防犯パトロールに使用する自動車の車体の色を、警ら用無線自動車その他の警察車両に類似した白黒の塗色とすることは、県民にとって当該自動車が警察車両であるかのごとく誤解を与え、各種警察活動に支障を及ぼすおそれがあることから、この場合は車体への表示を「〇〇市防犯パトロール」等と大きく表示するなど、警察車両と明確に識別できるような措置をとらせること。

(2) 違反車両の取締り等

警察からの証明を受けることなく青色回転灯等を装備した場合は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第99条の2の不正改造等の禁止（6月以下の懲役又は30万円以下の罰金）の違反となるため、違反を認知した際には指導取締りを行うなど、厳正に対処すること。

なお、同法第54条の2第1項又は第6項の規定により、九州運輸局長は、自動車の整

備命令又は使用停止命令を発することができ、この命令違反に対しては罰則（整備命令違反にあつては50万円以下の罰金、停止命令違反にあつては6月以下の懲役又は30万円以下の罰金）が科されることに留意すること。

(3) 関係機関との緊密な連携の確保

この要領の運用に当たっては、運輸支局等の関係機関との緊密な連携を確保すること。

(4) 関係書類の保管

主管課長及び署長は、証明等申請受理簿等の関係書類を適正に管理するとともに、青色防犯パトロールを行う団体がその活動を継続している間保管すること。

(5) 報告

署長は、青色防犯パトロール活動における好事例、活動時における受傷事案等の特異事案について、青色防犯パトロール特異事案等報告書（第25号様式）により、主管課長を経由して生活安全部長に報告すること。

附 則

この要領は、令和5年2月9日から施行する。

第1号様式

(表)

番号	
青色回転灯等装備車 (自主防犯パトロール中)	
自動車登録番号又は車両番号	使用団体名
パトロール実施地域	
発行日 年 月 日	大分県警察本部長 

(裏)

<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none">この標章は、青色回転灯等を自動車に装着して自主防犯パトロールを行うことが認められた団体が、表の自動車登録番号又は車両番号の自動車を使用してパトロール実施地域において青色回転灯等を点灯させて自主防犯パトロールを行う場合に限り有効です。この標章は、本件の目的以外の目的には使用できません。青色回転灯等を点灯させて自主防犯パトロールを行うときは、この標章を自動車の後方から見えるように掲示してください。現場において警察官等の指示があった場合は、それに従ってください。この標章は、証明が取り消されたときや、自動車による自主防犯パトロールをやめたときには、速やかに返納してください。
--

- 備考 1 用紙の大きさは、縦13センチメートル、横18センチメートルとする。
2 表面の縁取りは赤色とする。

第2号様式

(表)

パトロール実施者証		番号
氏名		
所属団体名		
パトロール実施地域		
発行日	年 月 日	大分県警察本部長 印

(裏)

青色防犯パトロール講習受講年月日

年 月 日	講習実施者	年 月 日	講習実施者

注意事項

- 1 この実施者証は、青色防犯パトロール実施中は常に携行してください。
- 2 警察官から本実施者証の提示を求められたときは、それに従ってください。
- 3 講習受講日から、3年が経過するまでに再度講習を受講してください。
- 4 青色防犯パトロールに従事しなくなるときは、速やかに返納してください。

備考 用紙の大きさは、縦5.5センチメートル、横8.5センチメートルとする。

第3号様式

(表)

番号	
青色回転灯等装備車 (自主防犯活動活性化のための運行実施中)	
自動車登録番号又は車両番号	使用団体名
運 行 の 目 的	実施地域
発 行 日 年 月 日	大分県警察本部長 印

(裏)

<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none">1 この標章は、青色回転灯等を自動車に装着して自主防犯パトロールを行うことが認められた団体が、表の自動車登録番号又は車両番号の自動車を使用して自主防犯活動の活性化に寄与する活動として警察本部長が運行を認めたものを行う場合に限り有効です。2 この標章は、本件の目的以外の目的には使用できません。3 青色回転灯等を点灯させて自主防犯活動の活性化に寄与する活動を行うときは、この標章を自動車の後方から見えるように掲示してください。4 現場において警察官等の指示があった場合は、それに従ってください。5 この標章は、認められた運行が終了したときには、速やかに返納してください。
--

- 備考 1 用紙の大きさは、縦13センチメートル、横18センチメートルとする。
2 表面の縁取りは青色とする。

第4号様式

署長	副署長	課長	係長	主任

受理番号	受理者

証 明 等 申 請 受 理 簿

項 目	内 容	
受理年月日	年	月 日
報告年月日	年	月 日
団 体 名		
代 表 者	氏 名	
	住 所	
	連絡先	
申 請 区 分	<input type="checkbox"/> 証明申請 (新規・再交付・変更)	
	<input type="checkbox"/> 標章申請 (新規・再交付・変更)	
	<input type="checkbox"/> デモンストレーション等標章申請 (新規・再交付・変更)	
	<input type="checkbox"/> パトロール実施者証申請 (新規・再交付・変更)	
使用車両台数	台	
パトロール実施者数	人	
パトロール実施地域		
理 由		
青色防犯パトロール 講習実施予定日	年 月 日予定 (実施後、速やかに報告すること。)	

備考 「理由」欄には、次の事項を簡記すること。

- (1) 証明申請における継続的な自主防犯パトロールの実施が見込まれると認めた理由
- (2) 再交付申請における再交付がやむ得ないと認めた理由
- (3) 変更申請における要件に適合していると認めた理由

第5号様式（その1）

証 明 申 請 書		年 月 日
大分県警察本部長 殿		申請者の名称 代表者の氏名
青色回転灯等を次の自動車に装備して適正に自主防犯パトロールを実施することができる団体であることの証明を受けたく、必要書類を添えて申請します。		
団 体	名 称	
	所在地	
	電話番号	(F A X)
代 表 者	氏 名	年齢
	住 所	
	電話番号	(F A X)
	緊急時の連絡先	
団 体 の 区 分	<input type="checkbox"/> ①大分県 <input type="checkbox"/> ②県内の市町村 <input type="checkbox"/> ③県知事、警察本部長、県内の警察署長又は県内の市町村長から防犯活動の委嘱を受けた団体 <input type="checkbox"/> ④県知事等から委嘱を受けた者により構成される団体 <input type="checkbox"/> ⑤地域安全活動を目的として設立された一般社団法人又は一般財団法人 <input type="checkbox"/> ⑥地域安全活動を目的として設立された特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立の認証を受けた特定非営利活動法人 <input type="checkbox"/> ⑦地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定による市町村長の認可を受けた地縁による団体 <input type="checkbox"/> ⑧前記①から⑦までと同等に自主防犯パトロールを適正に行うことができると認められる団体 <input type="checkbox"/> ⑨前記（ ）から防犯活動の委託を受けた者 <small>（該当する項目の□にレを入れる。⑨については、括弧内に①から⑧までのいずれかの丸数字を入れる。）</small>	
青色回転灯等を 装備しよう とする自動車	車名及び型式	
	種別及び用途	
	塗色	
	車体の形状	
	自動車登録番号又は車両番号	
	車台番号	
	使用の本拠の位置	
	所有者	
	使用者	
申請者と車両の使用者との関係		

- 備考 1 この申請書には、次の書類を添付すること。
- (1) 団体の概要（第6号様式）
 - (2) 青色防犯パトロールの概要（第7号様式）
 - (3) 誓約書（第8号様式）
 - (4) 青色回転灯等を装備する自動車の自動車検査証記録事項が記載された書面
 - (5) 青色回転灯等の取付位置、灯火のおおむねの大きさ及び形状が分かる程度の図面又は写真並びに取り付ける青色回転灯等の光度等が分かる資料
 - (6) 団体の名称及び自主防犯パトロール中であることの表示の大きさや形状が分かる資料
 - (7) 自動車の使用承諾書（申請団体が青色防犯パトロールに使用する自動車を他の団体等から借り受けて青色防犯パトロールを実施しようとする場合に限る。）
- 2 「青色回転灯等を装備しようとする自動車」欄（「塗色」及び「申請者と車両の使用者との関係」欄を除く。）は、自動車検査証記録事項が記載された書面で確認の上、記載すること。
また、未登録又は未届出車の場合は、「自動車登録番号又は車両番号」欄は空欄とすること。
- 3 青色回転灯等を装備しようとする自動車が複数ある場合には、第5号様式（その2）を使用すること。

第5号様式（その2）

青色回転灯等を装備しようとする自動車	車名及び型式	
	種別及び用途	
	塗色	
	車体の形状	
	自動車登録番号又は車両番号	
	車台番号	
	使用の本拠の位置	
	所有者	
	使用者	
	申請者と車両の使用者との関係	
青色回転灯等を装備しようとする自動車	車名及び型式	
	種別及び用途	
	塗色	
	車体の形状	
	自動車登録番号又は車両番号	
	車台番号	
	使用の本拠の位置	
	所有者	
	使用者	
	申請者と車両の使用者との関係	
青色回転灯等を装備しようとする自動車	車名及び型式	
	種別及び用途	
	塗色	
	車体の形状	
	自動車登録番号又は車両番号	
	車台番号	
	使用の本拠の位置	
	所有者	
	使用者	
	申請者と車両の使用者との関係	
青色回転灯等を装備しようとする自動車	車名及び型式	
	種別及び用途	
	塗色	
	車体の形状	
	自動車登録番号又は車両番号	
	車台番号	
	使用の本拠の位置	
	所有者	
	使用者	
	申請者と車両の使用者との関係	

第6号様式

団 体 の 概 要

団 体	名 称		
	所在地		
	電話番号	F A X	
代 表 者	住 所		
	氏 名	職 業	
	電話番号	F A X	
	緊急時の連絡先		
発 足 年 月	年 月		
団体の規約	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし (該当する項目の□にレを入れる。)		
会 員 数	総数 人		
構 成 員			
会 員 名 簿	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし (該当する項目の□にレを入れる。)		
主な活動内容	<input type="checkbox"/> 自主防犯パトロール <input type="checkbox"/> (<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 防犯広報 <input type="checkbox"/> 危険箇所点検・地域安全マップ作成 <input type="checkbox"/> 防犯教室・講習会 <input type="checkbox"/> 防犯指導・診断 <input type="checkbox"/> 環境浄化 <input type="checkbox"/> 子供保護・誘導 <input type="checkbox"/> 乗り物盗予防 <input type="checkbox"/> 放置自転車対策 <input type="checkbox"/> 駐車・駐輪場警戒 <input type="checkbox"/> その他 () (該当する項目の□にレを入れる(複数可)。)		
活 動 状 況	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 週に () 回 <input type="checkbox"/> 月に () 回 <input type="checkbox"/> 不定期 (該当する項目の□にレを入れる。)		

- 備考 1 団体の規約や会員名簿があれば添付すること。
2 「会員数」欄は、申請時における人数とし、正確な数が分からないときは概数を記載すること。
3 「構成員」欄は、「〇〇町町内会の有志」、「〇〇小学校に通学する児童の保護者」、「〇〇商店街の有志」、「〇〇警察署から委嘱を受けた防犯指導員」等と記載すること。

第7号様式

青色防犯パトロールの概要

実施地域			
実施時間帯			
実施期間			
使用自動車・ パトロール実施 者	自動車登録番号 又は車両番号	パトロール実施者	青色防犯パトロール 講習受講年月日
実施人数	人		
実施方法			
パトロール 計画書	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし (該当する項目の□にレを入れる。)		
自動車による防 犯パトロール経 験の有無	<input type="checkbox"/> あり (年 月～ 年 月) <input type="checkbox"/> なし (該当する項目の□にレを入れる。)		
自主防犯パトロール実施地域の見取図 (別添可)			

- 備考
- 1 パトロール計画書がある場合は添付すること。
 - 2 「実施方法」欄は、「自動車○台にそれぞれ○人が同乗して防犯パトロールを行う」等と記載すること。
 - 3 「使用自動車・パトロール実施者」欄が不足するときは、継紙を使用すること。

誓 約 書

自動車に青色回転灯等を装備して自主防犯パトロールを行うに際し、下記のとおり誓約します。

記

- 1 青色回転灯等は、自動車の屋根に1個又は1体のみ装備します。
- 2 青色回転灯等を点灯させての運行は、自主防犯パトロールを行う場合又は自主防犯活動の活性化のための活動を行う場合で別に認められたときに限ります。
- 3 青色回転灯等を点灯させて運行する場合には、車体に、防犯団体の名称及び自主防犯パトロール中であることを明確に表示します。
- 4 青色回転灯等は、その直射光又は反射光が、当該青色回転灯等を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げないものとしします。
- 5 青色回転灯等を点灯させて運行する場合には、警察本部長から交付される標章を自動車の後方から見えるように掲示します。
- 6 自主防犯パトロールの実施者には、警察本部長から交付されるパトロール実施者証を携行させます。
- 7 自主防犯パトロールを実施する地域は、証明書に記載の地域又は自主防犯活動の活性化のための活動を行う場合で別に認められた地域に限ります。
- 8 運行に当たっては、道路運送車両法、道路交通法、道路法その他の関係法令を厳守します。
- 9 前記1から8までに違反した場合には、証明を取り消されても異議申立ては致しません。
- 10 車両を用いて活動中の特異な事故や紛議があった場合には、遅滞なく通報します。
- 11 自主防犯パトロールに使用する自動車の全部又は一部の使用をやめる場合及び証明の取消通知を受けた場合には、標章の返還等、必要な手続を行います。

年 月 日

大分県警察本部長 殿

申請者の名称
代表者の氏名

第 年 月 日 号

生活安全部長 殿

警察署長

証明等申請受理報告書

次のとおり、青色防犯パトロールの証明等の申請があったので申請関係書類を添えて報告します。

項目	内 容	
受理年月日	年 月 日	
団体名		
代表者	氏名	
	住所	
	連絡先	
申請区分	<input type="checkbox"/> 証明申請 (新規・再交付・変更)	
	<input type="checkbox"/> 標章申請 (新規・再交付・変更)	
	<input type="checkbox"/> デモンストレーション等標章申請 (新規・再交付・変更)	
	<input type="checkbox"/> パトロール実施者証申請 (新規・再交付・変更)	
使用車両台数	台	
パトロール実施者数	人	
パトロール実施地域		
理由		
青色防犯パトロール講習実施予定日	年 月 日予定 (実施後、速やかに報告すること。)	

備考 「理由」欄には、次の事項を簡記すること。

- (1) 証明申請における継続的な自主防犯パトロールの実施が見込まれると認めた理由
- (2) 再交付申請における再交付がやむ得ないと認めた理由
- (3) 変更申請における要件に適合していると認めた理由

第10号様式

第 年 月 日
号

生活安全部長 殿

警察署長

青色防犯パトロール講習実施結果報告書

講習実施日時	年 月 日 時 分から 時 分までの間
講習実施場所	
受講団体名	
受講者 計 名	(氏名のみ記載)
実施者	
講習内容	

備考 本報告書は、団体ごとに作成すること。

第11号様式

		第	号
		年	日
		月	
証 明 書			
申請者の名称			
代表者の氏名	殿		
		大分県警察本部長	印
年 月 日付で申請があった下記団体については、下記の自動車に青色回転灯等を装備して適正に自主防犯パトロールを実施することができる団体であることを証明します。			
記			
1	団体の名称及び所在地		
2	代表者の住所及び氏名		
3	団体の区分		
4	使用自動車 車名及び型式 種別及び用途 塗色 車体の形状 自動車登録番号又は車両番号 車台番号 使用の本拠の位置 所有者 使用者 申請者と車両の使用者との関係		
5	パトロール実施地域		

- 備考 1 この証明書は、自主防犯パトロールを停止するなど取消事由が発生し、返納
手続を終えるまで保管すること。
- 2 証明に係る自動車について自動車検査証の記録内容の変更を行うときは、ま
ず警察に証明書の記載事項の変更申請を行うとともに、記載内容変更後の証明
書を運輸支局等へ提示すること。

第 年 月 号
日

警察署長 殿

生活安全部長

証 明 書 等 送 付 書

1 団体名

2 代表者

・氏 名

・住 所（連絡先）

3 送付書類

証明書 (番号 号)

標章 (番号 号から 号) 通

デモンストレーション等標章 (番号 号から 号) 通

パトロール実施者証 (番号 号から 号) 通

証明取消通知書 (番号 号)

計 通

第13号様式（その1）

署 長	副署長	課 長	係 長	主 任

証 明 書 等 交 付 簿

団 体 名			
代 表 者 氏 名		受 領 者 氏 名	

◎ 証 明 書 交 付 関 係（新規・再交付・変更）

証明書番号	自動車登録番号又は車両番号	発行年月日	交付年月日
第 号		年 月 日	年 月 日
第 号		年 月 日	年 月 日
第 号		年 月 日	年 月 日
第 号		年 月 日	年 月 日
第 号		年 月 日	年 月 日

◎ 証 明 取 消 通 知 交 付 関 係

通 知 書 番 号	第 号
発 行 年 月 日	年 月 日
交 付 年 月 日	年 月 日

第14号様式

デモンストレーション等運行実施申請書

年 月 日

大分県警察本部長 殿

団体の名称
代表者の氏名

次のとおり、自主防犯活動の活性化に寄与する活動として、青色回転灯等を装備した車両を使用した運行を行いたいので、申請します。

証明書の交付年月日及び番号	
団体の名称及び所在地	
代表者の氏名、住所及び連絡先	
運行の目的	
運行を行おうとする日時	年 月 日から 月 日までの間
運行を行おうとする場所及び当該場所を管轄する警察署	
運行に使用する自動車の自動車登録番号又は車両番号	
運行に使用する自動車の基準緩和認定年月日	

デモンストレーション等要請報告書

年 月 日

生活安全部長 殿

警察署長

次のとおり、証明書の交付を受けた団体に対してデモンストレーション等の要請をしたので報告します。

団体の名称及び所在地	
代表者の氏名、住所及び連絡先	
証明書の交付年月日及び番号	
運行の目的	
運行を行おうとする日時	年 月 日から 月 日までの間
運行に使用する自動車の自動車登録番号又は車両番号	
運行する自動車の基準緩和認定年月日	

再 交 付 申 請 書

年 月 日

大分県警察本部長 殿

申請者の名称
代表者の氏名

次のとおり（証明書・標章・デモンストレーション等標章・パトロール実施者証）の再交付を受けたく、申請します。

- 1 団体の名称及び所在地
- 2 代表者の氏名、住所及び連絡先
- 3 再交付申請の理由
- 4 （証明書・標章・デモンストレーション等標章・パトロール実施者証）の交付年月日及び番号
 - ・ 交付年月日 年 月 日
 - ・ 番号 第 号
- 5 使用自動車
車名及び型式
種別及び用途
塗色
車体の形状
自動車登録番号又は車両番号
車台番号
使用の本拠の位置
所有者
使用者
申請者と車両の使用者との関係
- 6 パトロール実施者

- 備考 1 再交付申請する種別に○印を記載すること。
2 5は証明書又は標章の再交付を受ける場合に、6はパトロール実施者証の再交付を受ける場合に記入すること。

第17号様式

証明書記載事項変更申請書			
		年 月 日	
大分県警察本部長 殿		申請者の名称 代表者の氏名	
次のとおり、証明書の記載事項を一部変更したいので、必要書類を添えて申請します。			
証明書の交付年月日及び番号			
団体の名称及び所在地			
代表者の氏名、住所及び連絡先			
変更内容	旧	新	
団体の名称及び所在地			
代表者の住所及び氏名			
使 用 自 動 車	車名及び型式		
	種別及び用途		
	塗色		
	車体の形状		
	自動車登録番号又は車両番号		
	車台番号		
	使用の本拠の位置		
	所有者		
	使用者		
	申請者と車両の使用者との関係		
パトロール実施地域			

- 備考 1 団体の名称若しくは所在地、代表者の氏名、住所若しくは連絡先、使用自動車又はパトロール実施地域に変更が生じた場合に使用すること。
- 2 自動車の変更にあつては青色回転灯等を装備する自動車の自動車検査証記録事項が記載された書面、青色回転灯等の取付位置、灯火のおおむねの大きさ若しくは形状が分かる程度の図面又は写真及び取り付ける青色回転灯等の光度等が分かる資料を、パトロール実施地域の変更にあつてはパトロール実施地域の見取図等を添付すること。
- 3 代表者が変更となる場合には、新たな代表者の誓約書を添付すること。

第18号様式

<p>パトロール実施者変更申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>大分県警察本部長 殿</p> <p style="text-align: center;">団体の名称 代表者の氏名</p> <p>次のとおり、青色回転灯等を装備して行う自主防犯パトロール実施者を変更したいので申請します。</p>		
証明書の交付年月日及び番号	年 月 日 番号	
団体の名称及び所在地		
代表者の氏名、住所及び連絡先		
変 更 内 容	パトロール実施者 旧	パトロール実施者 新

備考 パトロール実施者に変更が生じた場合に使用すること。

第 年 月 日
年 月 日

生活安全部長 殿

警察署長

証明取消しに係る事実調査報告書

1 証明を取り消す団体名

2 代表者の氏名、住所及び連絡先

3 証明書の交付年月日及び証明番号

年 月 日 第 号

4 使用車両の台数及び標章番号

(1) 台数 台

(2) 標章番号 (第 号から 号)

5 パトロール実施者数及びパトロール実施者証番号

(1) 人数 人

(2) パトロール実施者証番号第 号から 号

6 証明を取り消す理由

第 年 月 日 号

証 明 取 消 通 知 書

団体の名称
代表者の氏名 殿

大分県警察本部長 印

下記のとおり証明を取り消しますので、通知します。

記

1 証明を取り消す団体の名称及び所在地

2 代表者の氏名、住所及び連絡先

3 証明書の交付年月日及び証明書番号

年 月 日 第 号

4 使用車両

車名及び型式

種別及び用途

塗色

車体の形状

自動車登録番号又は車両番号

車台番号

使用の本拠の位置

所有者

使用者

申請者と車両の使用者との関係

5 証明を取り消す理由

備考 運輸支局等に対し、自動車検査証の記録事項の削除申請を行うこと。

第21号様式

返 納 届

(証明書・標章・デモンストレーション等標章・パトロール実施者証)

年 月 日

大分県警察本部長 殿

申請者の名称
代表者の氏名

次のとおり青色回転灯等を自動車に装備した防犯パトロールを実施しなくなったので、証明書、標章、デモンストレーション等標章及びパトロール実施者証を添えて届け出ます。

- 1 証明書番号 第 号
- 2 証明年月日 年 月 日
- 3 団体の名称及び所在地
- 4 代表者の氏名及び住所
- 5 標章を返納する自動車
車名及び型式
種別及び用途
塗色
車体の形状
自動車登録番号又は車両番号
車台番号
使用の本拠の位置
所有者
使用者
申請者と車両の使用者との関係
- 6 返納理由

備考 複数使用している自動車の一部について青色回転灯等の装着を取りやめる場合は、
標章のみ添付すること。

第 年 月 日 号

生活安全部長 殿

警察署長

証明書等返納報告書

下記のとおり、証明書等の返納があったので報告する。

記

1 団体名

2 代表者の氏名、住所及び連絡先

3 添付書類等

証明書 (番号 号) 通

標章 (番号 号から 号) 通

デモンストレーション等標章 (番号 号から 号) 通

パトロール実施者証 (番号 号から 号) 通

計 通

受 領 者

生活安全企画課 係

第 年 月 日
号

連 絡 票
(返 納・取 消)

殿

生 活 安 全 部 長

年 月 日付けで下記団体における下記の自動車について、青色回転灯等を装着して自主防犯パトロールを実施することの証明について（返納を受けた・取り消した）ことを連絡します。

記

- 1 団体の名称及び所在地
- 2 代表者の住所及び氏名
- 3 団体の区分
- 4 使用自動車
車名及び型式
種別及び用途
塗色
車体の形状
自動車登録番号又は車両番号
車台番号
使用の本拠の位置
所有者
使用者
申請者と車両の使用者との関係

第24号様式

第 年 月 日
号

生活安全部長 殿

警察署長

青色防犯パトロール定期講習実施結果報告書

講習日時	年 月 日 時 分から 時 分までの間
講習実施場所	
受講団体名	
受講者 計 名	(氏名のみ記載)
実施者	
講習内容	

第25号様式

第 年 月 日
号

生活安全部長 殿

警察署長

青色防犯パトロール特異事案等報告書

事 案 名	
事案発生日時	年 月 日 時 分
場 所	
関 係 者	
事案の概要	
備 考	

備考 各警察署で作成した書類がある場合は、添付すること。